

国際裁判管轄(1)

担当 横溝 大

【財産関係に関する国際裁判管轄】

一 はじめに

- ・ 国際裁判管轄とは:我が国が国際的事案についてどこまで審理・判断を行うべきか。また、当事者はどのような場合に国際的事案について日本で訴訟を遂行できるか。
- ・ 現在、この問題を規律する多国間条約も慣習国際法も存在しない。→各国は自国の抵触法によりこの問題を規律。→ある国際民事紛争を裁判所が審理する可能性が複数国に存在。→そこで、如何なる範囲で国際裁判管轄を行使すべきか、また、その際には外国法秩序との調整をどのように行うべきか、という点が問題となる。
- ・ 我が国においては、従来この問題を扱う明文規定はないとされ、条理により規律されると言われて来た。
- ・ 裁判例・学説の展開:初期における国際裁判管轄を巡る理念上の対立(管轄配分説対逆推知説)→マレーシア航空事件に関する最判昭和 56 年 10 月 16 日による折衷的解決→その後の下級審判例による「特段の事情」論→法的安定性か具体的妥当性か→最判平成 8 年 6 月 24 日、最判平成 9 年 11 月 11 日による具体的妥当性の全面的肯定へ。
- ・ 法務省法制審議会国際裁判管轄法制部会による立法作業¹。←ハーグ条約の挫折。→「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案」の平成 22 年第 174 回国会への提出。平成 23 年第 177 回国会にて成立(4 月 28 日)。

二 財産関係事件に関する国際裁判管轄

(1) 理念上の対立

- ・ 逆推知説対管轄配分説(視点の対立)。
- ・ 国内土地管轄に関する規定は国際裁判管轄の際に考慮すべき事情をも含んでいるので参考になる。→逆推知説(日本からの視点)
- ・ ある国際事案についてどの国に管轄を配分するのが適当かを条理によって決定すべき。→管轄配分説(国際法からの視点)
- ・ 両者の対立は、理念上のものに止まり、実益は殆どなかった。∴管轄配分説も具体的な処理基準として国内民事訴訟法の土地管轄規定を参照、その微調整。

¹ 法制審議会での議論の叩き台としてとりまとめられた国際裁判管轄研究会の報告書が既に公表されている。「国際裁判管轄研究会報告書(1)～(6・完)」NBL883 号 37 頁、884 号 64 頁、885 号 64 頁、886 号 81 頁、887 号 114 頁、888 号 72 頁(2008 年)参照。また、審議状況については、http://www.moj.go.jp/SHINGI/kokusaihousei_index.html。

(2) 最高裁昭和 56 年 10 月 16 日第二小法廷判決(民集 50 卷 7 号 1451 頁)

「思うに、本来国の裁判権はその主権の一作用としてされるものであり、裁判権の及ぶ範囲は原則として主権の及ぶ範囲と同一であるから、被告が外国に本店を有する外国法人である場合はその法人が進んで服する場合のほか日本の裁判権は及ばないのが原則である。しかしながら、その例外として、わが国の領土の一部である土地に関する事件その他被告がわが国と何らかの法的関連を有する事件については、被告の国籍、所在のいかんを問わず、その者をわが国の裁判権に服させるのを相当とする場合のあることをも否定し難いところである。そして、この例外的扱いの範囲については、この点に関する国際裁判管轄を直接規定する法規もなく、また、よるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない現状のもとにおいては、当事者の公平、裁判の迅速・適正を期するという理念により条理にしたがって決定するのが相当であり、わが民法の国内の土地管轄に関する規定、たとえば、被告の住所(民法 2 条)、法人その他の団体の事務所又は営業所(同 4 条)、義務履行地(同 5 条)、被告の財産所在地(同 8 条)、不法行為地(同 15 条)、その他民法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告をわが国の裁判権に服させるのが右条理に適うものというべきである。」

→前半管轄配分説、後半逆推知説との折衷的判断。判断の硬直化を招来するものとして批判される(その他、裁判権と国際裁判管轄との混同等も問題)。

(3) その後の下級審裁判例

- ・ マレーシア事件最高裁判決の判断枠組に基本的には依拠しつつ、これに加えて、事案の具体的諸事情の下で管轄を肯定することが当事者の公平や裁判の適正・迅速に反しないかを「特段の事情」の有無において判断するという方法を採用。
- ・ 例) 東京地中判昭和 57 年 9 月 27 日(判時 1075 号 137 頁)

「民事訴訟法の規定による裁判籍が日本国内に存する場合であっても、当該事件をわが国の裁判所で審理した場合に、当事者の公平、裁判の適正、迅速を期するという民事訴訟の基本理念に著しく反する結果をもたらすであろう特段の事情が存するときは、例外的に右裁判籍によるわが国裁判所の管轄を否定するのが相当であるものと解すべきである」

→日本で訴訟を行う場合の両当事者の負担や我が国での証拠調べの困難さの度合等の点を考慮(東京地裁昭和 59 年 3 月 27 日中間判決判時 1113 号 26 頁も、「特段の事情」についてやはり同様の一般論を述べた上で、我が国で審理した場合の被告の防御活動の不都合の度合や証拠調べの困難さ等について考慮)。

- ・ このように、民事訴訟法の国内土地管轄に関する諸規定の参照+「特段の事情」による個別

調整という具体的判断枠組が下級審裁判例の主流に。→学説も、我が国国際裁判管轄の過大な拡張を防止し、また明確なルールに依拠しつつ例外的配慮をするものであるとして基本的には支持。

- ・ 特段の事情において考慮される要素が次第に増加(特段の事情の肥大化)。法的安定性対具体的妥当性に関する学説の対立が顕在化。
- ・ 法的安定性重視:「特段の事情」は例外的事例を救済するための安全弁。そこで考慮できるのは、①ルール設定の際の類型的利益衡量の段階で全く考慮に入れられていなかった事情、及び②具体的事案でルール設定の際の考慮と異なっている事情のみ。
- ・ 具体的妥当性重視:「特段の事情」は事案の具体的諸事情を総合衡量する場。当事者の公平や裁判の適性・迅速に関わる様々な事情を幅広く考慮(従来の下級審裁判例の立場)。
- ・ 尚、離婚という身分関係につき、**最判平成8年6月24日**。

三 最高裁平成9年11月11日判決(民集51巻10号4055頁)²

【事実】

- ・ 原告・控訴人・上诉人 X は、自動車及びその部品の輸入等を目的とする日本法人。
- ・ 被告・被控訴人・被上诉人 Y は、昭和40年頃からドイツ連邦共和国内に居住し、フランクフルト市を本拠として営業活動を行ってきた日本人。
- ・ 昭和62年12月1日: X と Y、フランクフルト市において、X が Y に欧州各地からの自動車の買い付け、預託金の管理、代金の支払、車両の引取り及び船積み、市場情報の収集等の業務を委託することを内容とする契約(「本件契約」)を締結。
- ・ 昭和62年11月26日及び同年12月7日: X、Y の求めにより、本件契約に基づく自動車の買い付けのための資金として、Y の指定したドイツ連邦共和国内の銀行の預金口座に合計9174万7138円を送金(本件契約には、Y が X から預託された金員の支出内容を毎月 X に報告すべき定め有り)。
- ・ その後、X、次第に Y による預託金の管理に不信感を募らせ、信用状によって自動車代金の決済を行うことを Y に提案、Y に対し預託金の返還を請求。Y、これに応じず。
- ・ X、その本店所在地が右預託金返還債務の義務履行地であるとして、右預託金の残金2496万81円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める本件訴訟を千葉地方裁判所に提起。
- ・ Y、我が国の国際裁判管轄を否定すべき旨を主張(本件契約において、我が国内の地を債務の履行場所とし、または準拠法を日本法とする旨の明示の合意はない)。
- ・ 第一審、Y の本案前の抗弁を容れて X の訴えを却下。原審も控訴棄却。X 上告。

【判旨】 上告棄却。

「被告が我が国に住所を有しない場合であっても、我が国と法的関連を有する事件について我が国の国際裁判管轄を肯定すべき場合のあることは、否定し得ないところであるが、どのような場合

² 拙稿[判批]117巻9号(2000年)1356頁。

に我が国の国際裁判管轄を肯定すべきかについては、国際的に承認された一般的な準則が存在せず、国際的慣習法の成熟も十分ではないため、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定するのが相当である…。そして、我が国の民訴法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである。

これを本件についてみると、X は、本件契約の効力についての準拠法は日本法であり、本訴請求にかかる預託金返還債務の履行地は債権者が住所を有する我が国内にあるとして、義務履行地としての我が国の国際裁判管轄を肯定すべき旨を主張するが、…事実関係によれば、本件契約は、ドイツ連邦共和国内で締結され、Y に同国内における種々の業務を委託することを目的とするものであり、本件契約において我が国内の地を債務の履行場所とすること又は準拠法を日本法とすることが明示的に合意されていたわけではないから、本件契約上の債務の履行を求める訴えが我が国の裁判所に提起されることは、Y の予測の範囲を超えるものといわざるを得ない。また、Y は、20 年以上にわたり、ドイツ連邦共和国内に生活上及び業務上の本拠を置いており、Y が同国内の業者から自動車を買付け、その代金を支払った経緯に関する書類など Y の防御のための証拠方法も、同国内に集中している。他方、X は同国から自動車等を輸入していた業者であるから、同国の裁判所に訴訟を提起させることが X に過大な負担を課することになるともいえない。右の事情を考慮すれば、我が国の裁判所において本件訴訟に应诉することを Y に強いることは、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反するものというべきであり、本件契約の効力についての準拠法が日本法であるか否かにかかわらず、本件については、我が国の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情があるということが出来る。」

→民訴法＋特段の事情という枠組の明確な肯定。また、具体的枠組のあてはめにおいて、「特段の事情」において具体的諸事情の総合衡量を重視する姿勢。さらに、被告の予測可能性、証拠方法の集中、外国での訴訟の原告に対する負担の度合など、「特段の事情」の内容の一例を示す。

→「特段の事情」のみによる判断へ？

四 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律³

(1) 一般的枠組

- ・ 今回の立法への動向は、「判例の準則によるのみでは、ルールの明確性を欠き、予測可能性が高いとは言えない」⁴ということがその動機になっている。

³ 参照、拙稿「国際裁判管轄の整備－民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律」ジュリ 1430 号(2011 年)37 頁。

⁴ 国際裁判管轄研究会報告書・前掲注(1)883 号 37 頁。

- ・ だが、3 条の 9 として、次のような規定が導入された⁵。

「裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合（日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合を除く。）においても、事案の性質、応訴による負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の公平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。」

- ・ そこでは、平成 9 年最高裁判決に依拠することが明言されている。→これでは、現行実務を追認することになり、予測可能性を高めることは出来ないのではないだろうか。
- ・ 問題点：裁判籍が示す事案と我が国との密接関連性が必ずしも十分ではなく、個別調整の余地を残さなければならない点。
- ・ そもそも、特別裁判籍は、原告の住所地である場合に用いられることが多く、問題。→出来る限り特別裁判籍を限定することが出来れば、個別調整手段の必要性を限定することが出来るのではないか（例えば、義務履行地、不法行為地等）⁶。→だが、今回の改正においてもこれらの裁判籍は依然として残された。

(2) 改正における主たる変更点

- ・ 契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え又は契約上の債務に関して行われた事務管理若しくは生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴えは、契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき、又は契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする（第 3 条の 3 第 1 号関係）。
- ・ 財産権上の訴えは、請求の目的が日本国内にあるとき、又は当該訴えが金銭の支払を請求するものである場合には差し押さえることができる被告の財産が日本国内にあるとき（その財産の価額が著しく低いときを除く。）は、日本の裁判所に提起することができるものとする（第 3 条の 3 第 3 号関係）。
- ・ 事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものは、当該事務所又は営業所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする（第 3 条の 3 第 4 号関係）。
- ・ 日本において事業を行う者（日本において取引を継続してする外国会社を含む）に対する訴えは、当該訴えがその者の日本における業務に関するものであるときは、日本の裁判所に提

⁵ <http://www.moj.go.jp/HOUAN/houan43.html> から入手可能。

⁶ 参照、P. Mayer, “Le phénomène de la coordination des ordres juridiques étatiques en droit privé”, *Recueil des cours*, tome 327 (2007), 9, at 276-283.

起することができるものとする(第3条の3第5号関係)。

- ・ 消費者と事業者との間で締結される契約に関する消費者からの事業者に対する訴えは、訴えの提起の時又は消費者契約の締結の時にける消費者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする(第3条の4第1項関係)。
- ・ 労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争(以下「個別労働関係民事紛争」という。)に関する労働者からの事業主に対する訴えは、個別労働関係民事紛争に係る労働契約における労務の提供の地(その地が定まっていない場合にあつては、労働者を雇い入れた事業所の所在地)が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする(第3条の4第2項関係)。
- ・ 消費者契約に関する事業者からの消費者に対する訴え及び個別労働関係民事紛争に関する事業主からの労働者に対する訴えについては、特別裁判籍の規定は、適用しないものとする(第3条の4第3項関係)。

【参考文献】

- ・ 拙稿「国際裁判管轄の整備－民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律」ジュリ1430号(2011年)37頁
- ・ 高橋宏志他「座談会 国際裁判管轄に関する立法の意義」ジュリ1386号(2009年)4頁
- ・ 拙稿「電子商取引に関する抵触法上の諸問題」民商法雑誌124巻2号(2001年)163頁
- ・ より一般的には、浅野有紀＝横溝大「抵触法におけるリアリズム法学の意義と限界」金沢法学45巻2号(2002年)247頁、特に288頁以下。

【身分関係事件に関する国際裁判管轄】

一 はじめに—身分関係事件の扱い

- ・ 身分関係事件においても、国際裁判管轄に関する明文規定が存在しないことが矢張り前提。
- ・ 財産関係事件と身分関係事件の峻別：身分関係は一定の地域を基礎として形成される法的共同体に極めて緊密に結び付けられているという身分関係についての独特の認識。
- ・ 離婚請求事件→法例の身分関係事件に関する本国法主義と平仄を合わせる形で、国籍重視（江川説）。
- ・ それに対し、国際裁判管轄の法例からの独立を主張する立場（原則被告住所地・遺棄又は行方不明等例外的場合には原告住所地←当時の池原説の影響←イギリスの影響：だが、それに対する石黒の批判を見よ）も、身分関係事件固有の実体的性質を矢張り念頭に。→後者は**最判昭和39年3月25日民集18巻3号486頁等**によりルール化。

二 最高裁昭和39年3月25日大法廷判決

- ・ 中国、朝鮮で婚姻生活を送り、終戦後日本に引き揚げてきた元日本国民である朝鮮人（韓国人）の所在不明の朝鮮人（韓国人）に対する離婚請求。
- ・ 裁判所は、被告住所地主義を原則とした上で、原告が遺棄された場合又は被告が行方不明である場合その他これに準ずる場合には、原告の住所が日本に存在するのであれば、当該事件は日本の国際裁判管轄に属すると判断し、管轄を肯定。
- ・ **最高裁昭和39年4月9日第一小法廷判決**（NYに住むアメリカ人に対するアメリカ人の離婚請求）：上記文言を踏襲。

→「遺棄」という有責主義的事情を管轄の際に考慮すること（離婚固有の実体的考慮）に対する批判（石黒）

→その後の下級審裁判例は混乱：但し、財産関係事件に関する判断枠組の影響を受け（マレーシア航空事件最高裁判決及びその後の下級審裁判例）、平成8年改正前民訴法1条（改正後4条1項）や特段の事情に言及した判決（名古屋地判平成7・2・17判時1562号98頁）や、人事訴訟法7条の趣旨に言及した判決（名古屋地判平成6・12・14判タ891号243頁）等、財産関係事件との整合性を意識していると思受けられる裁判例も登場していた。

三 学説上の対立

- ・ 離婚請求事件に関し、昭和39年大法廷判決に替わる新たな判断枠組を提唱する様々な立場の対立は、国際裁判管轄一般に関する理論的対立を離婚請求事件の分野にも略そのまま引き写したもの。→人事訴訟法を中心に一定のルール化を試み法的安定性を確保しようとする立場と、事案の密接関連性や当事者間の公平等様々な要素を総合衡量して具体的妥当性を確保しようとする立場との対立。
- ・ 道垣内説：「人事訴訟手続法の規定を基本としつつ、条約その他のルールも参考として、類型的利益衡量の結果としてのある程度明確な国際裁判管轄ルールを形成することによって法

的安定性を確保し、例外的に右の類型的利益衡量に入れられていなかった事情、及びその際前提とされていなかったにもかかわらず当該事案でその前提と異なっている事情を、『特段の事情』として配慮することによって結論の具体的妥当性を確保するというアプローチ」

→①被告住所地が日本にある場合、②日本が原告の住所地であり、且つ、夫婦の最後の共通住所地が日本である場合、③被告が応訴した場合、④管轄合意が存在する場合、⑤被告の所在が不明の場合、のいずれかに該当する場合、特段の事情のない限り、我が国の国際裁判管轄を肯定。←ルール設定自体の恣意性という観点からの批判。

- ・ 石黒説：「当該生活関係自体の内国牽連性を重視し、それを機軸としつつも、原告が被告の居ない我国で訴を起さねばならぬ真に忍び難い事情と、被告側の防御の機会の保障との総合的な勘案において我国の国際管轄を決定すべき」

→婚姻生活地と原告の住所地が日本にあれば内国牽連性があるとして我国の国際裁判管轄を肯定。婚姻生活地が外国であり、内国牽連性が不十分な場合にも、原告の日本社会への定着性の強さを重要なメルクマールとして、事案毎に個別具体的に国際裁判管轄を判断することを提唱。←法的安定性、予測可能性の欠如という観点から批判。

四 離婚の国際裁判管轄に関する平成8年6月24日最高裁判決⁷

〔事実〕

- ・ 昭和57年5月15日：原告・控訴人・被上告人日本人Xと被告・被控訴人・上告人ドイツ人Y、当時のドイツ民主共和国において、同国の方式により婚姻。
- ・ 昭和59年5月23日：訴外長女A誕生。
- ・ 昭和63年以降：Xら一家、ドイツ連邦共和国ベルリン市に居住。
- ・ 平成元年1月以降：Y、Xとの同居を拒絶。
- ・ 同年4月：X、旅行の名目でAを連れて来日、Yに対しドイツに戻る意思のないことを告げ、以後、Aと共に日本に居住。
- ・ 平成元年7月8日：Y、ベルリン・シャルロテンブルク家庭裁判所に離婚請求訴訟を提起（訴状、呼出状等のXに対する送達は公示送達。X応訴せず）。
- ・ 平成元年7月26日：X、離婚、慰謝料及び親権に関する本件訴訟を提起（訴状がYに送達されたのは、平成2年9月20日）。
- ・ 平成2年5月8日：Yの離婚請求を認容し、Aの親権者をYと定める旨の判決確定。本件一審判決（浦和地判平成3年11月28日）

「離婚訴訟においては、離婚原因となる事実の有無が訴訟の中心となるが、離婚を認容するか否かの最終的な判断は、多くの場合婚姻共同生活の実体の解明なしにはよくし得ないところであるから、その審理は、右婚姻共同生活が営まれた地を管轄する国の裁判所で行われることが望ましく、その国に、XY双方ともに住所を有しないような場合ならともかく、XYのどちらかが住所を有

⁷ 拙稿〔判批〕法協115巻5号(1998年)689頁。

するような場合には、その国の裁判所が国際裁判管轄権を持ち、その他の国の裁判所はこれを持たないものと解するのが相当である」と判示し、本件に関する日本の国際裁判管轄の存在を否定。

- ・ 本件二審判決(東京高判平成5年1月27日)

「離婚訴訟の国際的裁判管轄権については、夫婦の一方が国籍を有する国の裁判所は、少なくとも、国籍を有する夫婦の一方が現に国籍国に居住し、裁判を求めているときは、離婚訴訟について国際的裁判管轄権を有すると解するのが相当である」と判示して、本件に関する日本の国際裁判管轄の存在を肯定。尚、親権者指定、及び離婚に伴う慰謝料請求については、離婚訴訟を管轄する裁判所が同時に管轄権を有するものと判示。

- ・ 離婚訴訟の国際裁判管轄の点につき Y 上告。

〔判旨〕上告棄却。

「離婚請求訴訟においても、被告の住所は国際裁判管轄の有無を決定するに当たって考慮すべき重要な要素であり、被告が我が国に住所を有する場合に我が国の管轄が認められることは、当然というべきである。しかし、被告が我が国に住所を有しない場合であっても、原告の住所その他の要素から離婚請求と我が国との関連性が認められ、我が国の管轄を肯定すべき場合のあることは、否定し得ないところであり、どのような場合に我が国の管轄を肯定すべきかについては、国際裁判管轄に関する法律の定めがなく、国際的慣習法の成熟も十分とは言い難いため、当事者の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定するのが相当である。そして、管轄の有無の判断に当たっては、応訴を余儀なくされることによる被告の不利益に配慮すべきことはもちろんであるが、他方、原告が被告の住所地国に離婚請求訴訟を提起することにつき法律上又は事実上の障害があるかどうか及びその程度をも考慮し、離婚を求める原告の権利の保護に欠けることのないよう留意しなければならない。」

「これを本件についてみると、前記事実関係によれば、ドイツ連邦共和国においては、前記…記載の判決の確定により離婚の効力が生じ、X と Y との婚姻は既に終了したとされている…が、我が国においては、右判決は民訴法二〇〇条二号の要件を欠くためその効力を認めることができず、婚姻はいまだ終了していないといわざるを得ない。このような状況の下では、仮に X がドイツ連邦共和国に離婚請求訴訟を提起しても、既に婚姻が終了していることを理由として訴えが不合法とされる可能性が高く、X にとっては、我が国に離婚請求訴訟を提起する以外に方法はないと考えられるのであり、右の事情を考慮すると、本件離婚請求訴訟につき我が国の国際裁判管轄を肯定することは条理にかなうというべきである。この点に関する原審の判断は、結論においては認することができる。所論引用の判例…は、事案を異にし本件に適切ではない。」

→本判決の位置づけは極めて困難：財産関係事件と同様の判断枠組の採用。また、関連性、応訴を余儀なくされることによる被告の不利益、離婚を求める原告の権利保護など、様々な要素を総合衡量（但し、緊急管轄との位置づけあり）。さらに、原告が外国で訴訟を提起する際に生じる法律上又は事実上の障害の有無や程度が重視される一例を示す（我が国で不承認となる外国判決の存在が原告の当該外国での訴訟提起を妨げるという点）。

→本判決は、根本的な指針を述べるに止まる。具体的に個々の分野でどのような要素にどの程度の比重をおくべきかという問題については、今後の検討課題として残される（例えば、離婚事件における当事者の国籍は？）。